

別表（第4条関係）

綾瀬市放課後児童クラブ入所選考基準

1. 保護者の状況

対象区分	指数区分	事由	内 容	点数
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に160時間以上	100
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に140時間以上160時間未満	90
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に130時間以上140時間未満	80
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に120時間以上130時間未満	70
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に110時間以上120時間未満	60
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に100時間以上110時間未満	50
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に90時間以上100時間未満	40
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に80時間以上90時間未満	30
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が1か月に64時間以上80時間未満	20
世帯	保護者基本指数	妊娠出産・育児休業	妊娠・出産 妊娠中である又は出産後間がない 育児休業中	50
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	疾病 長期入院等により、保育が不可能な場合	100
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	疾病 居宅内療養（常時臥床）で保育が困難な場合	90
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	疾病 居宅内療養（通院加療）により保育が困難な場合	50
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	精神性・感染性疾患	80
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	重度 身体障がい（1、2級）、精神障害（1～3級）常時保育が困難な場合	90
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	障がいのため保育が困難な場合	50
世帯	保護者基本指数	親族の介護・看護	居宅外の親族の介護・看護にあたっていて、保育が困難な場合	80
世帯	保護者基本指数	親族の介護・看護	介護・看護のため保育支障	50
世帯	保護者基本指数	災害復旧	災害復旧 生計中心者	100
世帯	保護者基本指数	災害復旧	災害復旧 生計協力者	80
世帯	保護者基本指数	求職活動	求職活動 保護者（生計中心者）が求職中のため、日中外出している	80
世帯	保護者基本指数	求職活動	求職活動 保護者（生計中心者以外）が求職中のため、日中外出している	20
世帯	保護者基本指数	就学	就学（就労時間に準じる）	20～100
世帯	保護者基本指数	虐待・DV	虐待・DVと認められる場合	100
世帯	保護者基本指数	その他	保護者及び児童について特別な事情があると市長が認める場合	100

- (1) 就労の時間については、証明書に記載の時間とする。
- (2) 就労要件の場合、上記に該当しない勤務状況の場合は、該当する就労時間数の点数で評価する。
- (3) 両親の点数を比較して、どちらか低い方を適用する。
- (4) 両親それぞれが2つ以上の事由に該当する場合は、点数の高い方を適用する。

2. 加減算

各児童ごと保護者の状況に応じた点数に、次に該当する調整点数の全てを加減算したものを合計点数とする。

(1) 加算

対象区分	指数区分	事由	内 容	調整点数
児童	優先利用		兄弟姉妹が同一放課後児童クラブ利用希望	20
児童	優先利用		低学年（1年生）	30
児童	優先利用		低学年（2年生）	20
児童	優先利用		低学年（3年生）	10
児童	優先利用		障がい児（身体障害者手帳、療育手帳）	20
世帯	家庭状況		ひとり親世帯	30
世帯	就労状況		単身赴任世帯	20
世帯	就労状況		育休明け、入所後1か月以内に復職する場合	20
世帯	調整指数		両親以外の保護者に養育されている場合	20

(2) 減算

世帯	調整指数		就労等していない保育可能な同居成人親族（65歳以下）がいる場合	-30
世帯	調整指数		市外居住者（転入することが確定している者を除く）	-30

3. その他

- (1) 開所時間内に児童を迎えに来ることが困難である場合は、入所を承認することができない。
- (2) 入所条件を満たしていても、保育料の滞納がある場合は、納付が確認されるまで入所承認（決定）を保留する。
- (3) 家庭の状況により総合的に判断し、特殊事情がある場合はこれを考慮することがある。